

公立大学法人滋賀県立大学日本学生支援機構奨学金返還免除学内選考委員会規程

令和2年3月3日
公立大学法人滋賀県立大学規程第172号

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号）第8条第2項および独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年文部科学省令第23号）第35条に規定する学内選考委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 返還免除候補者の選考
- (2) その他選考に関する重要事項

2 前項第1号の調査審議を行うにあたっては、免除を受けようとする学生の専攻分野に係る教育研究の特性に配慮するものとする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副理事長
- (3) 教育・学生担当理事
- (4) 研究・評価担当理事
- (5) 地域連携担当理事
- (6) 各研究科長
- (7) 事務局次長
- (8) 学生・就職支援課長
- (9) その他学長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。
3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、学生・就職支援課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

付 則

この規程は、令和2年3月3日から施行する。